

特定事業所集中減算の取扱いに関するQ & A

No.	項目	質問内容	回答	根拠・参考	更新日
1	判定方法	地域密着型通所介護と通所介護は別々にカウントを行うのか。	通所介護と合わせて計算することができる。	介護保険最新情報Vol.553「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」	H28.11.30
2	削除				
3	正当な理由⑤、⑥（全般）	正当な理由⑤、⑥に該当する事例が1件でもあれば、減算の適用除外となるのか。	該当となる事例1件分について除外し、再計算を行うこと。 【計算例】 ・居宅サービス計画数：102件 ・A訪問介護事業所への位置付け：82件（うち1件が正当な理由⑤又は⑥に該当） ⇒ $81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$ …減算あり	介護保険最新情報Vol.471「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）」問28	H28.11.30
4	正当な理由⑤、⑥（全般）	八戸市における正当な理由⑤、⑥の適用はいつからか。	平成29年1月1日以降に作成された理由書より適用される。 ※平成28年12月31日以前に理由書を作成する場合は、青森県における取扱いが適用となる。その場合、届出書（様式1）の提出時に、拳証資料や理由書（県の様式・任意様式で可）の写しを添付すること。		H28.11.30
5	正当な理由⑤（理由書）	独自様式の理由書を平成28年12月31日以前に作成しているが、選択した事業所の法人とは関係のない紹介事業所が2事業所である。八戸市においては3事業所以上を紹介することとされているが、この場合、当該理由書は有効か。	有効である。 ただし、紹介事業所名が明確にされている必要がある。 理由書に紹介事業所名が記載されていない場合、利用者へ紹介する際に使用したパンフレット等の資料の写しを添付し、事業所名が確認できるようにすること。		H28.12.7
6	正当な理由⑤、⑥（理由書）	理由書（様式2）を作成した場合、いつから有効となるのか。 【例】 ・H28年9月1日からサービス利用あり ・H29年1月25日理由書作成 ⇒正当な理由⑤をH28年9月から適用できるか。	理由書作成日より有効となり、遡りでは適用されない。理由書作成が月の途中である場合、翌月から適用される。 そのため【例】の場合、2月分から正当な理由⑤が適用される。		H28.12.16
7	正当な理由⑤（地域ケア会議）	国の解釈通知である老企第36号第三10(4)⑤にて例示されている「地域ケア会議等に（中略）、支援内容についての意見・助言を受けているもの」について、八戸市においては要件としていないが、平成28年9月～平成28年12月の判定期間においても地域ケア会議の開催は不要ということでしょうか。	平成28年9月～平成28年12月の判定期間においても、地域ケア会議の開催は不要。 したがって、平成28年12月31日以前に理由書を作成した場合、正当な理由⑤を示すものとして、以下の書類を添付してください。 ・理由書の写し （理由書は県様式又は県様式の内容に準ずるもの） ・理由書に紹介事業所名が明記されていない場合、 紹介事業所名がわかるような資料（No.5参照）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号）	H28.12.16
8	正当な理由⑤（青森県介護サービス事業所認証評価制度）	青森県における正当な理由⑤①について、紹介率最高法人が「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により認証を取得した法人である場合は、理由書の作成を行っていなかったが、平成28年9月～平成29年2月末の判定期間を通して理由書を作成しなくても正当な理由⑤として認められるのか。	平成28年9月～12月の判定期間においては、理由書がない場合であっても当該認証を取得していることをもって正当な理由⑤に該当することとしますが、平成29年1月以降の判定期間においては、「※2 利用者の希望を勘案した場合」に係る理由書も併せて必要となります。	別紙「正当な理由」の判断基準（八戸市介護保険課）	H28.12.16